

令和5年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和5年6月5日（月曜日）

○日時 令和5年6月5日 午前11時37分開会

○場所 議場

○議件

1. 令和5年度網走市国民健康保険料の料率について
2. 第2期網走市地域福祉計画の中間見直しについて

○出席委員（7名）

委員長	永本浩子
副委員長	村椿敏章
委員	金兵智則
	栗田政男
	里見哲也
	古田純也
	古都宣裕

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（5名）

小田部 照
澤谷 淳子
深津 晴江
松浦 敏司
山田 庫司郎

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
戸籍保険課長	渡邊眞知子
戸籍保険課参事	小沼麻紀
社会福祉課長	清杉利明

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係	早渕由樹

午前11時37分開会

○永本浩子委員長 ただいまより、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。

それでは、議件1、令和5年度網走市国民健康保険料の料率について説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 資料1号、令和5年度網走市国民健康保険料の料率についてを御覧ください。

網走市国民健康保険条例の規定に基づく、令和5年度の保険料率が決まりましたので御説明いたします。

令和5年度の網走市国民健康保険料の料率を、令和5年5月22日に開催した網走市の国民健康保険事業の運営に関する協議会において諮問し、答申を受けたことから、料率改定について決定し、今後告示により適用しようとするものです。

1. 算定方法につきましては、平成30年度から国民健康保険事業の都道府県化に伴い、財政運営主体が北海道となり、北海道が市町村の医療費水準や非保険者数などを反映して、国保事業費納付金を決定しております。

市は、国保事業費納付金や諸支出金など合計12億8,207万7,000円から、道支出金、一般会計繰入金などを差し引いた額が令和5年度納付に必要な保険料9億1,946万円となり、その額を確保するため保険料率の改定を行うものであります。

それを受けまして、令和5年度所得額などを基に所得割、均等割、平等割を試算した結果、2. 令和5年度国保保険料の料率に記載のとおり、医療費分につきましては、所得割を6.30%から6.55%へ0.25%引き上げ、支援分の所得割を2.20%から2.25%に0.05%引き上げることとし、それらの均等割、平等割及び介護分は据え置くこととしております。

また、料率算定の考え方につきましては、今後、北海道統一保険料の達成年度である令和12年度に向けて、北海道が示す標準保険料率に合わせていく必要があり、その間の保険料率の急激な上昇を避けるため、毎年度段階的に上げていく方向を検討してお

ります。

4. その他としまして、料率の改定につきましては告示方式となっておりますので、6月上旬に告示する予定でございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○村椿敏章委員 まず今回の保険料率について改定ということなのですが、この間、料率については上げることなくね、進んでいたと思うんです。

今回0.25%、そして0.05%と、合わせて0.3%あるということなのですが、これはいつわかったというのか、はっきりしてきたのか、北海道のほうで示してきている率についてはもっと早くからわかっていたのかなと思うんですけれども、なぜ今になってこのような形で出しているのか、その辺について伺います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 先ほど申し上げましたとおり、毎年、こちらのほうの運営協議会のほうを開きまして料率のほうを諮問しております。その時点で、令和5年度の保険料納付金などを含めまして、それに見合う保険料を決めていますので毎年変わることとなります。

一応北海道としては標準保険料率を決めておりますが、それに準じ合わせていくということは考えておりますが、そこが、何て言ったらいいんでしょうかね、まず、毎年改定を考えることはもちろんですので、目標として北海道の標準保険料率がありますが、そこに向けてやっぱり差がありますので、毎年上げていく必要があるということは、運営協議会のほうでも説明をさせていただいております。

○村椿敏章委員 北海道で定めている料率っていうのは幾らなのですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 北海道は毎年ですね、被保険者医療費を変えておりますので、取りあえず今出ているのは令和5年度なのですが、まとめまして、全部医療、介護、支援合わせまして、所得割が12.58%、均等割が4万3,651円、平等割が4万2,187円となっております。

○村椿敏章委員 料率が12.58%、そして今、網走市の料率は何%ですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 網走は、令和5年度は、先ほど説明しました新しい保険料でいきまして10.50%、均等割が4万9,000円、平等割が3万7,500円となっております。

○村椿敏章委員 そうしますと、令和12年までに2%以上上げなきゃいけないということなんですけれども、そうなった場合保険料はどれくらいになるんですか。

保険料はどれくらい上がる予定なんですか。

それを12年度まで上げていく計画だということですよ。

だったらその12年度までに網走市は、どんなふうにして上げていこうと考えているのか、計画もやっぱり見せていくべきなんじゃないでしょうか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 私たちのほうでは、一応令和12年度までの段階的に上げていくという方針を運営協議会のほうには示しておりますので、こちらのほうを、また例年、毎年、先ほど言ったように標準保険料率が変わりますので、ただ、全くこれが正しいというのは出ないんですけれども、毎年変わるときに運営協議会さんのほうには示していきたいと思っております。

○村椿敏章委員 進め方っていうのはそういうことでわかるんですが、要は保険者が急激にね、保険料が上がったら困るっていうことも考えていたと思いますが、幾ら上がるのかっていうのが見えない。これだったら市民的に納得いくものじゃないと思うんですよ。

もっとはっきりと示していくべきだと思いますし、今回0.3%上がるということで、実際幾ら上がるのでしょうか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今のところ私たちの試算としまして、今回上げた関係でいきますと、1人当たりですね、9,500円程度、1世帯当たり1万2,000円程度上がる試算をしております。

○村椿敏章委員 一人当たり9,500円、そして1世帯当たり1万2,000円と、今回0.3%でそれくらいですから、2%上がるとなると7倍ぐらい上がるということですよ。

1万2,000円に7倍を掛けたら8万円ぐらい上がると、1世帯当たり8万円上がるということですよ。

そういうものも12年度に向けて上げていく予定なんですよということを示していかないと、市民としては困るでしょうし、しかもそんなに上げたら、今でさえ滞納もあるのに、こんなに上げる計画を立てていいのかっていうのがあると思うんですよ。

そこについて、今回6月上旬にはね、告示したいということなんです、市民の納得が得られるのか

っていうところが一番問題だと思うんですが、それについてはどう思われますか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 保険料のこれからの周知についてはですね、広く考えていきたいと思っておりますし、やはり医療費の関係、これから被扶養者が減るといふことでもありますので、やはり皆様には、そして北海道全体で国保のほう運営していくこととなりますので、そちらのほう理解を得られるような形で市民の皆様には周知していくような形で考えております。

○村椿敏章委員 その北海道で決めているからってということなんですけれども、じゃあね、北海道で上がってきたから、それに倣って網走も上げなきゃいけないんですということなんだろうが、払いたくても払えない方々もたくさんいるんですね。

だから、そこをどうちゃんと払えるようにしていかかっていうことを市は考えなきゃいけないと思えますし、まず、なぜ上がったんですか。

北海道がなぜ上がったのか、その理由はありますか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 北海道の全体で医療費や被保険者数を出しまして、そして、それを基に各市町村の医療費水準や人口などによって、国保の保険、先ほどの納付金を決めておりますので、やはりこの納付金の増減とかは被保険者数によって変わってきますので、やはり上がってくるのは、情勢的には医療費がかかっていますので、それを北海道が全体化してしっかり持っていくということで、ある程度保険料のほうが、今の変わるのは致し方ないところだと思いますが、今のところは網走市、保険料のほうですね、令和4年の保険料のほう、全道平均で見ても、全道平均よりは下回っているような形になりますので、これからちょっと市民の皆様にも御理解いただくような形で周知していきたいと思っております。

○村椿敏章委員 今の理由がよくわからないんですけれども、例えばね、保険料率が上がるためには、所得が上がったからとか、それから被保険者の人数がね、減ったからとかあると思うんですけれども、そこについてはどうなっているんですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今のところ私たちの試算では、令和4年の収入は前年度より増えているような形になりますので、保険、試算、所得的なものは増えていると思っております。

人数的には減っておりますので、やはりそこは、

今後の医療費のことを考えると保険料は変わってくる形になると思います。

○村椿敏章委員 予算書を確認させてもらったんですけども、これでは世帯数が、この予算書よりも減っているんですか。

予算書では世帯数4,480世帯の被保険者数7,405人ということで計算しているんですが、それに対して今回新たに計算したものはこれよりも減っているということですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 この試算用にはですね、計算したところ、世帯数としては4,623、被保険者数としては7,455ということで試算を、うちのほうでは、今回の保険料を決める関係ではこちらのほうで試算しております。

○村椿敏章委員 わかりました。

そうしたら世帯数は増えている、それから被保険者数も増えていると。

ですから、要は負担する方々が増えたということですよね。なのに、なぜ率を上げてね、1世帯当たり1万2,000も上げなきゃならないんですか。

これはもともとの予算から考えたらおかしいと思いませんか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 予算のときとですね、また試算した保険料を計算するときとは多少やっばり変わってくるところがありますので、今回やはり保険料率を決めるための試算をこちらのほうでさせていただいたので、予算とはちょっと離れるところがあるとは思いますが。

○村椿敏章委員 しかし、そうは言ってもね、なんかおかしいんじゃないですか。

じゃあね、率を上げるために今回上げるんですか。

じゃなくて、予算の中で足りているのであれば、上げる必要ないんじゃないですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 予算と今回の差でありますので、やはり総所得金額とかですね、被保険者数など、やはり予算時と今回の保険料を計算したときと違いますので、やはりそこによって保険料が予算と変わってくるということと、あと、それ以降のまた今回限度額や軽減なども変更しておりますので、そちらの変更を加味して、今回させていただ

ておりますので、予算と差が出ることになります。

○村椿敏章委員 先ほどですね、示していただいた被保険者数と世帯数は増えているということはわかったんです。

そうしたら、所得はどれだけ増えているんですか。

当初の予算のときと今回の見直しによって、所得はどれだけ増えているのか、その辺について示すことはできますか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 すみません、予算のときの資料は持っていないので申し訳ないんですけども、令和4年の見込みと令和5年の今回、賦課のときの見込みでいきますと、令和4年が292万円、一応算定のとき、今回で増えているような形で計算しております。

○村椿敏章委員 292万円増えて、今回算定していると。

ほとんど変わらないんですか。

これ、総額でいったら幾らなんですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

休憩前に引き続きまして、村椿委員の質疑に対する答弁から。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 先ほどの回答でございますが、令和5年度の予算は国保納付金を納めるために必要な保険料の総額を計上しているもので、令和4年度の料率などを参考にしておりますが、その時点で新たな料率を決定して、そちらに合わせた係数を算出したものではございません。

また、実際、予算時に多少不足が見込まれたことから、基金を取り崩して予算を計上しているということにもなっております。

実際の保険料につきましては、その後の予算以降のですね、所得の見込みや法の改正などもございますので、その時点でまた新たに運営協議会で協議していただいで決定ということになっております。

また、先ほど述べました、1人当たり及び1世帯当たりの平均保険料の差額についてですが、あくまで被保険者数と調定額を割った金額でありますので、具体的な例をちょっと示させていただきたいと思っております。

40歳以降の夫婦2人で、子供2人の4人世帯で、平均の年収が530万円程度としますと、今回の保険

料率では1万200円の増額、70歳夫婦で年金暮らし、平均年収が270万円程度の場合には1,600円の上昇ということになっております。

また、先ほど言いました、標準保険料率で計算しますと、先ほど言いました、40歳夫婦の場合は6万500円、そして70歳夫婦の場合は9,000円が、今の時点の標準保険料率で計算すると上昇するような形の金額となっております。

しかし、毎年標準保険料率、先ほどから述べているとおり変更しますので、あまり具体的な数値を出しますと被保険者の皆様が混乱する可能性がありますので、あくまで道が示している保険料率とうちの今のところ差があるという形や、今後様々な改定が必要だという大きな形でこれから周知をしていきたいと考えております。

○村椿敏章委員 今の答弁でいくと、夫婦2人、子供2人の分では年間1万200円の増と、そして高齢者で言えば1,600円の増なんですね。

ただ、北海道の率に合わせるとしたら、急激に上げるのは難しい、だから年々上げていく、そういう計画なんですかということなんですね。

ただ、先ほど私が言ったように、北海道の料率に上げるということは、かなり上がるという話ですから、私としては国保料金、もともとね、健保から比べたら支払う額っていうのは倍ぐらいになってますから、そうやって考えたら国保を上げていくっていう、これ以上に料率を上げて、料金を上げていくっていうのは納得いかない、被保険者から見たら非常に不満が出てくると思います。

今回、世帯数も、それから被保険者数も予算から見たら増えているのに上がるのはどうなんだったというのはなかなか理解してもらえないんじゃないかなと思います。

そして、今回、前回の保険料率を変えるときに、表の1の1とか、表の1の2ですね、階層別に幾ら想定されるのかというものが示されていない。こういうこともやっぱり示さないと、私たちも理解しづらいなど。

そして、毎回滞納者も生んでいるわけですから、所得の少ない人たちが、滞納者の85%の人たちが300万以下のところに集まっているということを考えたら、やはり今回の保険料を上げるということについては、もっともっと滞納者を生んでしまう危険もありますから、ここについては反対の意思を表明したいなと思います。

それと、今回の表の部分が出ていませんから、これは早急に示していただきたいと思うんですが、それはどうでしょう。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 今回そちらの表のほうですね、こちらのほうでちょっと数値的なところで、こちらのほうで理解できない部分があったものですから、そちらのほうを皆様にお示しするのは失礼に当たると思っています、今回表は出せませんでしたので、表の分析のほうが済みましたら、またちょっとこちらのほうで考えてみたいと思います。

○村椿敏章委員 考えるということですので、早急に求めたいと思います。

私からは以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○金兵智則委員 今回、所管事務調査で御説明を受けているので、個人的な賛成、反対の意思はあってもいいと思うんですけれども、特に議案じゃないので、賛成、反対を示す場所ではないのかなという感じもするところではありますが、コロナで上がってなかったんですかね、その影響で上がってなかったのが3年ぶりに、久しぶりに上がるので大きく上がってしまうという印象もあるのかなというふうに思いますけれども、北海道に比べて抑えた中で徐々にという説明は、生活から見ると厳しいですよ。本当は上がらないほうがいいに決まっているんですけれども、ある程度の理解はしなきゃいけないのかなというふうに思うんですが、これ説明文書の中で一般会計からの繰入金をついて、これたしか四億幾ら、4億3,000万ぐらいだったのかな、違いましたかね、それぐらいの多分繰入金があった中で、それを差し引いた分ついでということ、あと先ほど説明の中で基金からも繰り入れをしているという中で、以前は基金から大幅な値上げをしないようにそれでやり繰りをしているということだったんですけれども、たしか今年度の予算で基金3,000万円もなかった、2,800万円ぐらいだったと思うんですよ。

これ、ちなみに基金ってまだあるんですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 基金ですね、今のところ2億8,000万円ぐらいありまして、やはり今後の納付金とかのですね、予想とかもつかないため、もし急激な何かがあった場合のときに使用しようと思っております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

まだ2億8,000万円もあるので、それを使いながら今後も少しずつ抑えていくということなんだと思

うんですけれども、これ一般会計からの繰入金で4億幾らって、4億3,000万円ぐらいだったかな、だと思うんですけれども、それがあつたんですけれども、これって今後も続けていくことって可能なんですか。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 法定で決められている繰入金がありますので、そちらのほうが続いてくるような形になると思います。

決算目的で法定外は今していませんので、そちらのほうの精査は必要だと思うんですけれども、一応法定内のものが続いていく形です。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

それで、それなりに抑えつつ、今後も少しずつ上げていかざるを得ない。令和12年度には北海道並みとしていくとなったときにはやっぱりちょっと生活がね、大分負担になってくる方もいるというふうに思いますので、その辺のやり繰りと言えいいんですかね、工夫もしていただきながら、やっていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましてはよろしいということで次に進みたいと思います。

○永本浩子委員長 次に、議件2、第2期網走市地域福祉計画の中間見直しについて説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 資料は2号を御覧ください。

第2期網走市地域福祉計画の中間見直しについて御説明いたします。

まず、1ページの計画中間見直しの背景と目的であります。第2期網走市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画としまして、計画期間を令和2年4月から5年間として作成したものでございます。

今回の中間見直しにつきましては、計画策定時より中間年である令和4年度において行うものとしておりました。

見直しに当たっては、新型コロナウイルス感染症対応や社会的な状況の中で、計画策定以降の網走市の地域福祉において生じた新たな課題の明確化と取組の方向性を追記し、それ以外の部分については現計画を踏襲するものとしております。

また、平成28年12月に施行されました再犯防止推進法では、地方公共団体が行う再犯の防止等に関する施策の推進について、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされております。

このため、今回の中間見直しに併せまして、本計画に再犯防止推進法第8条第1項に定めます、地方再犯防止推進計画としまして、第1期網走市再犯防止推進計画を策定し、この計画を第2期網走市地域福祉計画に包含することとしたものでございます。

次に、3ページの計画の中間見直し体制と経緯についてでございます、

中間見直しに当たっては、網走市地域福祉計画策定委員会を組織し、同委員会委員に対するアンケート調査や庁内福祉部門の協議によりまして、コロナ禍により生じた地域課題や新たな課題の抽出作業を行い、委員会での協議を行ってまいりました。

また、再犯防止推進計画策定に当たりましては、計画策定委員会において、目的や意義の共有を図るとともに、網走刑務所や網走地区保護司会などの関係団体との意見交換を通じまして、具体的な施策の検討を行ってまいりました。

次に、4ページの網走市が目指す地域福祉計画の中間見直し追記事項でございますが、今回の中間見直しでは、現計画の基本理念基本目標の修正は行わず、基本目標5として、ウィズコロナ・ポストコロナにおける地域福祉の推進を追加し、網走市再犯防止推進計画として、基本目標6、立ち直りをみんなで支える地域づくりを追記しております。

次に、5ページを御覧ください。

ここに記載のとおり、基本目標5に対しましては、地域福祉をめぐる新たな課題への対応、地域のつながり強化と地域での担い手の育成、他機関連携による包括的に協働する相談支援体制づくりを、そして、基本目標6に対しましては、生活の基盤となる就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等と連携した犯罪や非行の防止、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施、国や民間協力者と連携した広報啓発活動の推進、再犯防止の取組を推進する体制の構築を施策の方向性としております。

その施策の方向性に対応します、具体的目標及び具体策につきましては6ページ以降に記載をしております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ござい

ますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではなきようですので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、この件に関しては以上で終わりたいと思います。

それでは、以上をもちまして、文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございます。

午後1時16分閉会